

改正でより有利に

経営承継円滑化法で 贈与税・相続税が軽減できる

事業承継の際の大きな足かせとなるものに贈与税や相続税がある。これらの軽減を促す中小企業経営承継円滑化法が、2015年1月に改正され、中小企業でも導入しやすくなった。名称は知っていても、それがどのような仕組みなのか、どのように活用すればいいのか分からない……。そうした声に応えるべく、その概要を分かりやすく解説する。

事業承継センター 金子一徳

中小企業の事業承継で必ずといっていいほど出てくるのが株式の問題だ。株式のシェアによって、経営権のイニシアチブを取れるか取れないかの瀬戸際になるとすれば、必死になってその対策を施すことになる。

この株式シェアを思いどおりにコントロールできるかできないかは、株価が高いか低いかで大きく異なる。M&A（合併・買収）で会社を売却するのであれば、株価は高いに越

したことはない。しかし、親族内あるいは親族外への事業承継であれば、極端に高い株価はかえって事業承継の妨げになることも少なくない。

では、株価が高い中小企業は一体どのような方法を取ればよいのか？ 株価を下げればよいのである。株価を算出するときの計算式には、純資産価額方式や類似業種比準方式など多々ある。しかし、大ざっぱに言えば、会社価値を株式数で割ると

いうことであるから、次のような計算式が成り立つ。
会社価値÷発行済み株式数
この計算式においては、分子である会社価値を減少させるか、あるいは分母である発行済み株式数を増加させるかで株価を引き下げることができる。

まず分子である会社価値を下げる方法には、役員退職金の支給、大型の設備投資、含み損のある有価証券

の売却、不良在庫の処分、不良資産の売却損、除却損の計上、保険・オペレーティングリースを使った利益圧縮などがある。

一方、分母である発行済み株式数を増加させる方法には、中小企業投資育成株式会社や従業員持株会を使うという方法がある。

「経営承継円滑化法」による事業承継税制の活用である。

中小企業株式の 相続・贈与に優遇措置

経営承継円滑化法は、特例的に認められる画期的な事業承継における

法制度として08年に施行された。

その内容は、特別税制・民法特例・金融支援の大きく3つのくくりからなるもののだが、これをまとめると、「永続的に事業承継しようとする中小企業が、代表取締役の株式を次世代へ移転させるたびに課税し

ていた贈与税および相続税を発行済み株式総数の3分の2までならば優遇しよう」という制度である。

また、自社株式を相続財産から特

例的に除外してしまうことで、遺留分の問題を解決したという点でも画期的である。

では、その内容をもう少し詳しく見ていこう(図表①)。

(1) 特別税制(国税庁)

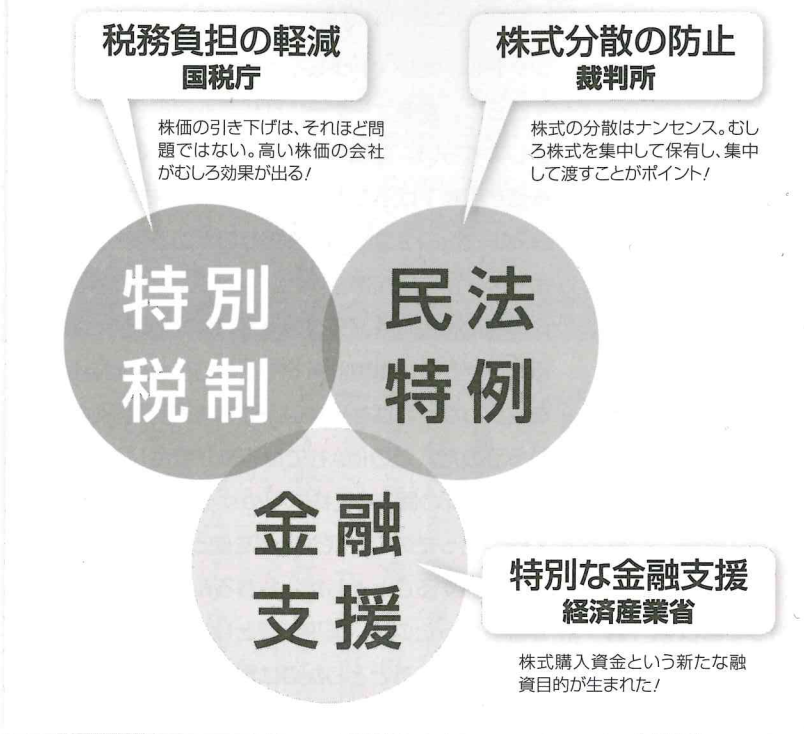
株価が高くなってしまっており、株式を引き継ぐ際に、後継者が多額の納税をしなければならぬ企業がある。その結果、会社経営が不安定になることを防止するため、発行済み株式数の3分の2まで納税を繰り延べることができる。

なお、納税のタイミングは移転の時である。

(2) 民法特例(裁判所)

中小企業の場合では、相続財産の大半が株式に偏り、その他の財産はわずかとというケースが少なくない。そして、これは会社規模が小さくなればなるほど顕著になる傾向にある。このような場合、相続によって後継者に株式を持たせようとすると、当人以外の法定相続人の遺留分を侵害してしまいトラブルになるおそれがある。

図表① 経営承継円滑化法のポイント



図表② 経営承継円滑化法の主な改正点

変更点	2014年12月末まで	2015年1月から
雇用の8割維持の緩和	雇用の8割を5年間維持(一度でも切った場合は取り消し)	雇用の8割は5年間の平均でよい(何度切っても平均で維持されていればよかった)
認定取り消しの際の本税と合わせて支払う利子税の引き下げ	2.1%	0.9% (加えて、法律適用後5年超となると、5年間の利子税が免除されるようになった)
役員退任要件の緩和	先代経営者は贈与前に代表を含めて役員そのものを退任しなければならない	先代経営者は贈与前に代表を退任さえすれば、有給役員として残留も可(未熟な後継者に伴走することが可能になり、取引先や金融機関も安心して社長交代を迎えることができるようになった)
親族外承継も対象に	後継者は先代経営者の親族に限定	後継者は誰でもよい(親族、親族外を問わない)

図表③ 属人的株式で変わる経営権

株主	属人的株式①		属人的株式②	
	相続前	割合	株数	議決権
創業者	51株	51%	51株(持株にかかわらず)	1個(33%)
後継者	10株	10%	10株(持株にかかわらず)	1個(33%)
後継者の妻	6株	6%	6株(持株にかかわらず)	1個(33%)
取締役A(他人)	18株	18%	18株	なし
取締役B(他人)	15株	15%	15株	なし
合計	100株	100%	100株	3個(100%)

本から変えてしまう方法もある。これまでの株式を3分の2以上確保することができれば、経営権を掌握することができる。なぜなら、株式1個1議決権が大前提だからだ。しかし、06年に施行された会社法はその概念を根本から覆すものであった。この新しい会社法には、株式から議決権を剥奪してしまう「無議決権株式」や、たった1株であってもその株主が否決すれば株主総会の決議をひっくり返すことができる「拒否権付株式(＝通称「黄金株」)、さらには会社が一定の事由の発生を条件として同社の株主を取得することができてしまう「取得条項付株式」という株式が発行できるようになった。この他にユニークな株式として、株主ごとに議決権が異なる取り扱いもできるようになった。例えば「Aという株主に対する議決権は〇〇」「Bという株主に対する議決権は××」など、特定の株主

に対して、その持ち株数に関係なく議決権の割合を自由に決めることができる、いわゆる「属人的株式」も発行できるようになったのだ。つまり06年に更新された会社法は、事業承継において大株主である創業オーナーが圧倒的に有利になるような「株主平等の原則の例外」を認めただけである。では、この属人的株式を使った事例を見てみよう。図表③に示すとおり、属人的株式①では、1人当たり1個の議決権を株主の頭割で与えている。また、属人的株式②では、その頭数も無視して、人によって差別した議決権を与えている。さらに応用すると、例えば「後継者が死亡した場合には、後継者の妻に1株につき100個の議決権を与える」という通称「ヒーロー株式」まで発行できるようになったのだ。定款で「当社の代表取締役が有する株式は、1株について100個の議決権を有する」と定めれば、その社長は会社の代表としてだけではな

PROFILE



かねこ かずのり ●ベンチャーキャピタル、コンサルティング会社を経て、2003年に独立。事業承継に特化した知識・経験を蓄積し、11年に事業承継センター(株)設立に参画、同年取締役COOに就任。事業承継における経営権、保証人、事業用資産、など資産面からのアプローチに定評がある。事業承継士の全国普及を目指すべく活動中。中小企業診断士。著書に『いちばん優しい事業承継の本——中小企業診断士が書いた!』(共著)

く、経営者としても大きな権限を持つことになる。しかし、他の人に譲渡した場合やその人が代表取締役を退任した場合には、1株につき1個の議決権を有する普通の株式に戻してしまうことも可能である。ただし、あえて定款に変更を加えなければ、他の株主が代表取締役に就任した場合、その所有している株式は1株につき100個の議決権に有することになる。このように、これまで経営権を掌握することができたとされてきた株式保有数「3分の2」という数字そのものが意味をなくしてしまうような状況にすらなっている。逆に言えば、うまく利用すれば、大きな武器になるのである。

経営承継円滑化法で承継に成功

A社はパチンコ・パチスロのホールを運営する企業で、競合大手にはない清潔感やフレンドリーな顧客対応などで好評を博していた。だが、不景気もあって最近では、客単価が落ちてきていた。それでも同社の従業員は83人おり、パートまで含めると300人近い人員を抱えていた。創業オーナー(代表取締役会長)は40年にわたって会社を切り盛りしてきたが、最近では軽い認知症を患い、経営から離れている。また会長夫人はすでに他界しており、長男と長女の他、養子であるB氏の3人が相続人になっている。このB氏こそA社の代表取締役社長であり、かつ会長の長女の夫、つまり娘婿に当たる相談者であった。

B氏は、株式を3%程度しか持っておらず、「会長が保有している88%の株式を早く掌握しないと、相続があったときに長男が経営に口出ししてくるのではないか?」と疑心暗鬼になっていた。しかも、株価は、会社全体で15億円弱まで膨らんでおり、少しでも生前に動かそうものなら、たちまち高額な贈与税あるいは譲渡所得税が掛かってしまい、手が打てないでいた。

そこで、経営承継円滑化法を利用することにした。まず初めに、業績が下降気味な中で本当にこのA社を存続させていくことはできるのか、雇用を8割以上キープできるのか、と検証を行った。結果、社員に登用する者、退社してもらう者をセ

レクトし、大リストラを断行することになった。

さらに、創業オーナーには代表取締役会長を辞任してもらい、退職金を3億円支給することで、株価を引き下げることとした。さらに株式を発行済み株式数の3分の2ぎりぎりのところまで創業オーナーからB氏に贈与することにしたのである。単純に考えれば、10億円程度の株式が贈与されるわけだから、単純計算でもその約半分は贈与税を支払わなければならない。これを納税猶予してもらおうのだ。この他A社では相続が発生したとき、長男とB氏の間でA社株式をめぐる問題が勃発しそうだったので、民法特例を使ってA社株式を除外合意することとした。もちろん、長男の合意が必要だったので、平衡措置として、幾らかの金銭を用意することとしたのは言うまでもない。いわゆる「ハンコ代」である。

あとは、経営承継円滑化法の認定申請を行い、翌年の贈与税の確定申告を行う際にこの認定書を添付すれば、納税が猶予される。これで、A社の経営権(発行済株式総数の3分の2)は会長が生きているうちにB氏に移すことができた。名実共に代表取締役社長になった瞬間である。

後日、B氏からは「これでやっと夜も安心して眠ることができる。あとはじっくりと残り3分の1の株式について対処していこうと思います」という知らせが届いた。

こうした場合において、法定相続人全員と合意することにより、該当の株式を相続財産から除外または固定することが認められる。

これまででは、個人による株式買い取り資金融資や自己株式取得のための融資という商品は存在しなかった。そこで中小企業信用保険法、株式会社日本政策金融公庫法の特例として、事業承継の際に利用できるさまざまな金融商品をつくった。

ところで、この経営承継円滑化法は15年1月から図表②を骨子とする改正がされた。改正の趣旨は使い勝手の悪さを見直したものである。これにより、中小企業が経営承継円滑化法をさらに利用しやすくなったといえる。

経営権の常識を変えた属人的株式とは?

株式の評価引き下げ、あるいは経営承継円滑化法の活用は、株式に経営権が付与されていることから起きる命題であった。しかし、これを根